

# 令和2年度定期監査の結果報告書

令和4年1月

沖縄県監査委員

## 目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	7
第3	監査所見	11
第4	部局別の指摘事項	
	【各部局共通】	14
	【知事公室】	15
	【総務部】	15
	【環境部】	16
	【子ども生活福祉部】	16
	【保健医療部】	17
	【農林水産部】	17
	【商工労働部】	18
	【土木建築部】	19
	【病院事業局】	20
	【教育庁】	20

## 第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、また同条第2項の規定により県の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、監査を実施した。

### 1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和2年度。ただし、必要がある場合は、その他の年度についても対象とした。
- (2) 監査実施期間
  - ア 実地監査 令和3年1月13日から同年8月27日まで
  - イ 書面監査 令和3年1月27日から同年8月31日まで

### 2 監査の実施機関及び実施状況

- (1) 部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は別表1のとおりである。
- (2) 実地監査の実施機関及び実施状況は別表2のとおりである。
- (3) 書面監査の実施機関は別表3のとおりである。

### 3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点として監査を実施した。

また、監査の重点事項を次のとおり定めて実施した。

- (1) 未収金の債権管理について
- (2) 備品の適正な管理について

### 4 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

- (1) 実地監査  
監査実施機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。
- (2) 書面監査  
監査実施機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

## 別表 1

部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 公 室	7	7	6	1
総 務 部	17	17	11	6
企 画 部	9	9	9	0
環 境 部	6	6	6	0
子ども生活福祉部	21	21	18	3
保 健 医 療 部	17	17	10	7
農 林 水 産 部	43	43	36	7
商 工 労 働 部	14	14	14	0
文化観光スポーツ部	9	9	9	0
土 木 建 築 部	22	22	19	3
出 納 事 務 局	2	2	2	0
企 業 局	9	9	6	3
病 院 事 業 局	8	8	6	2
教 育 庁	102	102	60	42
警 察 本 部	48	48	39	9
事務局・委員会	8	8	8	0
合 計	342	342	259	83

※令和2年度定期監査は、県内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に鑑み、監査実施機関の一部を実地監査から書面監査に変更して実施した。

別表 2

実地監査の実施機関及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日	
知事公室 本庁各課		令和3年6月3～4日 " 8月3日	本庁各課	令和3年7月19～21日、26日 " 8月24日	
総務部	本庁各課	令和3年5月26～28日 " 8月12日	北部農林水産振興センター各課	" 2月16日、3月10～11日	
	総務事務センター	" 6月21～22日、24日 " 8月12日	農業研究センター	" 3月12日	
	名護県税事務所	" 3月16日	農業研究センター 名護支所	" 2月5日 " 4月9日	
	コザ県税事務所	" 4月13日	農業研究センター 石垣支所	" 3月4日	
	那覇県税事務所	" 4月14日	畜産研究センター	" 2月18日	
	自動車税事務所	" 6月18日	森林資源研究センター	" 2月5日	
	企画部 本庁各課	令和3年6月1～4日 " 8月27日	水産海洋技術センター	" 3月12日	
環境部	本庁各課	令和3年6月1～2日 " 8月11日	水産海洋技術センター 石垣支所	" 3月5日	
	動物愛護管理センター	" 3月9日	海洋深層水研究所	" 3月19日	
子ども生活福祉部	本庁各課	令和3年7月6～9日 " 8月13日	農林水産部	中央卸売市場	" 2月12日 " 4月14日
	北部福祉事務所	" 2月16日 " 4月22日		病害虫防除技術センター	" 3月2日
	中部福祉事務所	" 2月17日 " 4月12日		中部農業改良普及センター	" 3月2日 " 5月14日
	南部福祉事務所	" 2月19日 " 5月12日		南部農業改良普及センター	" 2月24日
	八重山福祉事務所	" 3月5日		農業大学校	" 3月17日
	女性相談所	" 2月26日 " 4月14日		中央家畜保健衛生所	" 3月9日
	若夏学院	" 2月24日 " 5月20日		家畜衛生試験場	" 3月3日 " 5月14日
	コザ児童相談所	" 4月13日		家畜改良センター	" 2月18日
	中央児童相談所	" 4月13日		中部農林土木事務所	" 3月18～19日
	平和祈念資料館	" 3月10日		南部農林土木事務所	" 4月14～15日
保健医療部	本庁各課	令和3年5月26～28日 " 8月3日	南部林業事務所	" 2月12日 " 5月11日	
	看護大学	" 3月16日	栽培漁業センター	" 2月18日 " 5月21日	
	総合精神保健福祉センター	" 3月12日 " 5月12日			
	中央食肉衛生検査所	" 3月9日			

監査実施機関		監査実施期日	監査実施機関		監査実施期日
商工労働部	本庁各課	令和3年6月14～16日 " 8月4日	教育庁	本庁各課	令和3年6月8～11日 " 8月5日
	大阪事務所	" 3月16日		国頭教育事務所	" 2月3日
	工業技術センター	" 3月2日 " 4月12日		中頭教育事務所	" 2月2日
	工芸振興センター	" 2月24日 " 5月11日		那覇教育事務所	" 1月27日 " 3月10日
	具志川職業能力開発校	" 3月3日 " 4月15日		島尻教育事務所	" 1月29日
	浦添職業能力開発校	" 2月17日 " 3月11日		宮古教育事務所	" 3月9日
	文化観光スポーツ部	本庁各課		令和3年6月8～10日 " 8月11日	八重山教育事務所
芸術大学		" 3月17日	総合教育センター	" 2月3日 " 4月13日	
博物館・美術館		" 2月17日 " 4月19日	県立図書館	" 1月28日 " 4月20日	
土木建築部	本庁各課	令和3年7月12～16日 " 8月24日	埋蔵文化財センター	" 2月5日 " 4月20日	
	北部土木事務所	" 3月16～17日 " 5月21日	本部高等学校	" 2月3日	
	中部土木事務所	" 3月18～19日	前原高等学校	" 2月2日 " 3月17日	
	南部土木事務所	" 4月14～15日	美里高等学校	" 2月2日	
	下水道事務所	" 4月16日	コザ高等学校	" 1月21日	
出納事務局	令和3年6月18日 " 7月20日	北谷高等学校	" 1月27日		
企業局	本庁各課	令和3年7月1～2日 " 7月28日	北中城高等学校	" 2月3日 " 4月13日	
	久志浄水管理事務所	" 3月5日	宜野湾高等学校	" 1月26日 " 3月15日	
	北谷浄水管理事務所	" 3月4日	西原高等学校	" 1月26日	
病院事業局	本庁各課	令和3年7月13～14日 " 8月17日	浦添高等学校	" 1月19日	
	北部病院	" 6月24～25日	那覇国際高等学校	" 1月13日 " 3月10日	
	中部病院	" 6月15～17日	那覇高等学校	" 1月13日	
	南部医療センター・こども医療センター	" 7月6～8日	那覇西高等学校	" 1月14日	
	精和病院	" 6月21～22日	開邦高等学校	" 1月22日	

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日		
教育庁	南風原高等学校	令和3年1月15日	教育庁	美咲特別支援学校 はなさき分校	令和3年1月22日
	豊見城高等学校	〃 1月14日		大平特別支援学校	〃 1月21日
	豊見城南高等学校	〃 1月22日		鏡が丘特別支援学校 ( 〃 浦添分校)	〃 1月21日
		〃 3月8日			沖繩高等特別支援学 校
	知念高等学校	〃 1月27日		中部農林高等支援学 校	〃 2月4日
	〃 3月8日	〃 3月16日			
	向陽高等学校	〃 1月14日		南風原高等支援学校	〃 1月15日
	糸満高等学校	〃 1月15日	開邦中学校	〃 1月22日	
	久米島高等学校	〃 3月18日	警察本部	本部各課	令和3年6月29～7月2日 〃 8月13日
	八重山高等学校	〃 1月28日		警察学校	〃 3月11日
	中部農林高等学校	〃 2月4日		那覇警察署	〃 2月26日
		〃 3月16日			〃 5月20日
	八重山農林高等学校	〃 1月28日		浦添警察署	〃 2月12日
	美里工業高等学校	〃 1月21日		宜野湾警察署	〃 2月25日
		〃 3月17日			〃 5月19日
	那覇工業高等学校	〃 1月19日	嘉手納警察署	〃 2月25日	
	南部工業高等学校	〃 1月14日	八重山警察署	〃 3月4日	
	八重山商工高等学校	〃 1月29日	議会事務局	令和3年6月11日 〃 7月16日	
	那覇商業高等学校	〃 1月13日	監査委員事務局	令和3年5月24日	
	沖繩水産高等学校	〃 1月15日	人事委員会事務局	令和3年6月28日	
		〃 3月15日		〃 8月19日	
	泊高等学校	〃 1月13日	労働委員会事務局	令和3年4月27日	
		〃 3月16日		〃 7月14日	
	宮古総合実業高等学 校	〃 3月8日	選挙管理委員会	令和3年6月2日 〃 8月27日	
	沖繩盲学校	〃 1月15日	海区漁業調整委員会事務局	令和3年7月26日	
		〃 1月22日		〃 8月24日	
〃 4月22日	内水面漁場管理委員会事務局	令和3年7月26日			
名護特別支援学校		〃 2月4日	〃 8月24日		
	〃 4月15日	収用委員会事務局	令和3年7月12日		
美咲特別支援学校	〃 2月2日		〃 8月24日		
	〃 3月11日				

注：1 監査実施機関は、令和3年4月1日現在で表記している。ただし、美咲特別支援学校はなさき分校は、令和3年4月1日からはなさき支援学校に変更となったが旧名称のまま表記している。また、芸術大学は令和3年4月1日から公立大学法人となっている。

2 監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査対象機関に出向き実地監査を行った日である。

別表 3

書面監査の実施機関は、次のとおりである。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
知事公室	消防学校
総務部	宮古事務所各課 八重山事務所各課 東京事務所 自治研修所
子ども生活福祉部	宮古福祉事務所 身体障害者更生相談所 計量検定所
保健医療部	北部保健所 中部保健所 南部保健所 宮古保健所 八重山保健所 衛生環境研究所 北部食肉衛生検査所
農林水産部	宮古農林水産振興センター各課 八重山農林水産振興センター各課 農業研究センター宮古島支所
土木建築部	宮古土木事務所 八重山土木事務所 下地島空港管理事務所
企 業 局	石川浄水管理事務所 西原浄水管理事務所 水質管理事務所
病院事業局	宮古病院 八重山病院
教 育 庁	離島児童生徒支援センター 辺土名高等学校 北山高等学校 名護高等学校 宜野座高等学校 石川高等学校 具志川高等学校 与勝高等学校 読谷高等学校 嘉手納高等学校 球陽高等学校 普天間高等学校 陽明高等学校 首里高等学校 首里東高等学校 真和志高等学校 小禄高等学校 宮古高等学校 伊良部高等学校 北部農林高等学校 南部農林高等学校 美来工科高等学校 浦添工業高等学校 沖縄工業高等学校 宮古工業高等学校 具志川商業高等学校 中部商業高等学校 浦添商業高等学校 南部商業高等学校 名護商工高等学校 島尻特別支援学校 西崎特別支援学校 宮古特別支援学校 八重山特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 那覇特別支援学校 森川特別支援学校 やえせ高等支援学校 陽明高等支援学校 与勝緑が丘中学校 球陽中学校
警察本部	豊見城警察署 糸満警察署 与那原警察署 沖縄警察署 うるま警察署 石川警察署 名護警察署 本部警察署 宮古島警察署



## 第2 監査の結果

監査の結果、各機関における財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に処理されていると認められた。しかしながら、一部については是正又は改善を要する事項が認められたので、指摘事項として掲記した。

指摘事項の概要は、次のとおりである。

指摘事項の詳細については、「第4 部局別の指摘事項」に記述している。

### 1 財務に関する事項

#### (1) 収入に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの	17	税務課 管財課 宮古事務所県税課 八重山事務所県税課 名護県税事務所 コザ県税事務所 那覇県税事務所 環境整備課 保護・援護課 青少年・子ども家庭課 障害福祉課 北部福祉事務所 中部福祉事務所 南部福祉事務所 宮古福祉事務所 八重山福祉事務所 中央児童相談所 コザ児童相談所 農政経済課 水産課 中央卸売市場 中小企業支援課 企業立地推進課 海岸防災課 住宅課 (25機関)
医業未収金の徴収に努力を要するもの	1	病院事業経営課 北部病院 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 八重山病院 精和病院 (7機関)
収納が遅延していたもの	1	広報課 (1機関)
収納に係る事務が適正でなかったもの	1	北部土木事務所 (1機関)
現金の取扱いが適正でなかったもの	1	大阪事務所 (1機関)
証紙収納に係る事務が適正でなかったもの(各部局共通)	1	防災危機管理課 子育て支援課 建築指導課 北部土木事務所 学校人事課 生活安全企画課 (6機関)
医業外未収金等の内容が特定されていないもの	1	南部医療センター・こども医療センター (1機関)
計	23	(42機関)

## (2) 支出に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
支出負担行為の時期が適正でなかったもの（各部局共通）	1	保護・援護課 青少年・子ども家庭課 消費・暮らし安全課 国民健康保険課 糖業農産課 水産課 水産海洋技術センター 中央家畜保健衛生所 マーケティング戦略推進課 ものづくり振興課 中小企業支援課 文化振興課 芸術大学 県立学校教育課 （14機関）
支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの	1	保健体育課 （1機関）
債務負担行為に係る事務が適正でなかったもの	1	浦添職業能力開発校 （1機関）
納品等の時期の認識が誤っていたもの	1	栽培漁業センター （1機関）
給与が過不足払いとなっていたもの	14	総務事務センター 南部福祉事務所 保健医療総務課 宮古農林水産振興センター 中部病院 南部医療センター・こども医療センター 宮古病院 那覇教育事務所 八重山教育事務所 埋蔵文化財センター 八重山商工高等学校 沖縄水産高等学校 （12機関）
資金前渡による支出事務が適正でなかったもの	1	農業研究センター名護支所 （1機関）
支出事務が適正でなかったもの	1	総合精神保健福祉センター （1機関）
計	20	(31機関)

## (3) 契約に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
予定価格に係る事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	那覇県税事務所 女性相談所 若夏学院 中央児童相談所 北部農林水産振興センター 大阪事務所 南部医療センター・こども医療センター 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 （9機関）
契約事務が適正でなかったもの（各部局共通）	1	中央児童相談所 北部農林水産振興センター 中部農業改良普及センター 南部農業改良普及センター 大阪事務所 （5機関）
契約書を作成していなかったもの	2	北部福祉事務所 港湾課 （2機関）
契約保証金に係る事務が適正でなかったもの	1	中央児童相談所 （1機関）
決裁権者の押印がなかったもの	1	南部医療センター・こども医療センター （1機関）
計	6	(18機関)

(4) 財産に関するもの

指摘の内容	件数	機関名
備品台帳の管理が適正でなかったもの	2	看護大学 那覇国際高等学校 (2機関)
備品貸付けの手続が適正でなかったもの	3	自然保護課 労働政策課 教育支援課 (3機関)
公有財産台帳の管理が適正でなかったもの	2	水産海洋技術センター 南部農業改良普及センター (2機関)
物品の処分手続が適正でなかったもの	1	北部病院 (1機関)
計	8	(8機関)

(5) その他

指摘の内容	件数	機関名
証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの	1	工芸振興センター (1機関)
計	1	(1機関)

2 事務に関する事項

指摘の内容	件数	機関名
勤務管理等が適正でなかったもの	3	那覇県税事務所 看護大学 村づくり計画課 (3機関)
受給者証の発行が適正でなかったもの	1	総合精神保健福祉センター (1機関)
計	4	(4機関)

### 3 部局別指摘件数

部局別の指摘件数は、次のとおりである。

部 局 名	財務に関する事項								事務に関する事項	合計		増減
	予算	収入	支出	契約	工事	財産	その他	計		R2	R元	
知 事 公 室		1						1		1	0	1
総 務 部		2	2					4	1	5	4	1
企 画 部								0		0	1	△ 1
環 境 部		1				1		2		2	2	0
子ども生活福祉部		3	1	2				6		6	4	2
保 健 医 療 部			2			1		3	2	5	2	3
農 林 水 産 部		3	3			2		8	1	9	6	3
商 工 労 働 部		4	1			1	1	7		7	6	1
文化観光スポーツ部								0		0	3	△ 3
土 木 建 築 部		6		1				7		7	8	△ 1
出 納 事 務 局								0		0	0	0
企 業 局								0		0	0	0
病 院 事 業 局		2	4	1		1		8		8	5	3
教 育 庁			6			2		8		8	10	△ 2
警 察 本 部								0		0	2	△ 2
事務局・委員会								0		0	0	0
各 部 局 共 通		1	1	2				4		4	4	0
計	R2	0	23	20	6	0	8	1	58	4		62
	R元	0	23	7	8	0	14	1	53	4		57
増 減		0	0	13	△ 2	0	△ 6	0	5	0		5

### 第3 監査所見

財務に関する事務の執行等については、一部に次のような是正又は改善を要する事項が認められた。

指摘事項の中には、支出負担行為が遅れていたもの、給与の過不足払いがあったもの、予定価格調書を作成していなかったもの、公有財産台帳等に登録していなかったものなど、基本的な誤りについて繰り返し指摘されている事項が多く含まれていた。これらの事項は、事務処理マニュアルの活用やチェックが適切に行われていれば、避けることができたものと思われる。

事務の執行に当たっては、各職員が財務関係法規等を遵守し、それぞれの職責を適切に果たす必要がある。また、職員の個人的な経験や能力に関わらず、事務を適正、効率的かつ効果的に継続して遂行できるようにするためには、マニュアルやチェック体制の整備について組織的に対応する必要がある。そのためにも、監査の指摘等を踏まえて、内部統制制度の効果的な運用に努めるなど、是正、改善に取り組んでいただきたい。

#### 1 収入事務の適正化について

##### (1) 収入未済額の縮減等について

一般会計の収入未済額は41億8,387万円で、前年度より5億4,475万円（15.0%）増加している。特別会計の収入未済額は33億2,385万円で、前年度より6億364万円（15.4%）減少している。

病院事業会計の医業未収金（個人負担分）は15億8,067万円で、前年度より1億4,791万円（8.6%）減少している。

収入未済額の縮減は、住民負担の公平性と財源確保の観点から重要な課題である。収入未済額については、発生防止の方策の検討や滞納者の実態把握に努め、債権管理マニュアルに沿った適切な債権管理を行うとともに、関係機関等との連携強化を図るなど、効率的な徴収対策を講ずることにより、引き続きその縮減と発生防止に努めていただきたい。

##### (2) 証紙収納事務について

証紙収納にかかる事務について、証紙に消印がないもの、証紙収納簿が作成されていないもの、証紙収納簿へ登記していなかったもの、旧手数料によって証紙を収納していたもの等、証紙収納に係る事務が適正でない事例が見られた。

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）等に基づく適正な処理を

図り、併せて、複数職員によるチェック体制の確保に努めていただきたい。

## 2 支出事務の適正化について

### (1) 支出負担行為について

支出負担行為が大幅に遅れていたものや、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたものが依然として多く見られた。

支出負担行為は、県が支払の義務を負う行為であり、支出命令に先行して必ず行うべき別個の行為として法定されたものである。また、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）第55条では、契約を締結するとき等に支出負担行為を行うことと定めている。

支出負担行為を行う職員においては、地方自治法等を十分に理解した上で事務を行っていただきたい。

### (2) 給与の支出事務について

職員手当について、14件16名で合計1,254,184円（過払額906,892円、不足払額347,292円）の過不足払いがあった。

職員手当の支給に当たっては、誤りが起きやすいケースなど指摘内容の分析、チェックリストの作成、研修機会の確保等、効果的な対策を講じていただきたい。

### (3) その他の支出事務について

公用車の燃料費について、書類の不備による契約手続の遅れがあり、職員の私費による支払いが繰り返し行われていた。また、組織的な対応の遅れも見られた。

契約及び支出事務については、組織的に進捗状況を適切に把握するとともに、財務規則等に基づき適正に行っていただきたい。

## 3 契約事務の適正化について

予定価格調書を作成していなかったもの、予定価格調書の金額が誤っていたもの、見積書を取っていないなかったもの、契約書を作成していなかったもの等があった。

関係法令、財務規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っていただきたい。

## 4 財産管理の適正化について

公有財産台帳や備品台帳に登録していなかったもの、備品の貸付け手続が行われていなかったものがあった。

県有財産は貴重な行政資源であることから、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）、財務規則等に基づき、適正な管理に努めていただきたい。

## 5 事務の適正化について

### (1) 勤務管理等について

会計年度任用職員の勤務実態が労働条件通知書の記載内容と異なっているものがあった。

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）等を踏まえ、適正な勤務管理等に努めていただきたい。

### (2) 受給者証の発行について

自立支援医療受給者証が判定委員会の審査や決裁手続を経ないまま発行されていた。

同様の事案が起らないよう対策を講じるとともに、法令遵守の徹底を図っていただきたい。

## 第4 部局別の指摘事項

### 【各部局共通】

#### 1 財務に関する事項

##### [収入]

##### (1) 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

ア 証紙に消印が押されていなかったものがあった。

- ・土木建築部（建築指導課、北部土木事務所）
- ・教育庁（学校人事課）
- ・警察本部（生活安全企画課）

イ 証紙収納簿が作成されていなかったもの、証紙収納簿に登録していなかったものがあった。

- ・知事公室（防災危機管理課）
- ・土木建築部（北部土木事務所）

ウ 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部改正により手数料が改定されたが、誤って旧手数料の額で収納していた。

- ・子ども生活福祉部（子育て支援課）

##### [支出]

##### (1) 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れていたもの、契約期間終了後に支出負担行為を行っていたものがあった。

- ・子ども生活福祉部（保護・援護課、青少年・子ども家庭課、消費・暮らし安全課）
- ・保健医療部（国民健康保険課）
- ・農林水産部（糖業農産課、水産課、水産海洋技術センター、中央家畜保健衛生所）
- ・商工労働部（マーケティング戦略推進課、ものづくり振興課、中小企業支援課）
- ・文化観光スポーツ部（文化振興課、芸術大学）
- ・教育庁（県立学校教育課）

##### [契約]

##### (1) 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

ア 執行予定額が1件100万円以上の場合は、予定価格調書を作成する必要があるが、作成されていなかった。

- ・総務部（那覇県税事務所）
- ・子ども生活福祉部（女性相談所、若夏学院、中央児童相談所）
- ・農林水産部（北部農林水産振興センター）
- ・商工労働部（大阪事務所）
- ・教育庁（美咲特別支援学校）

イ 予定価格調書において、税込み額と税抜き額を誤って逆に記載していた。

- ・病院事業局（南部医療センター・こども医療センター）



- ウ 予定価格調書において、誤って一桁少ない金額を記載していた。
  - ・教育庁（沖縄ろう学校）

**(2) 契約事務が適正でなかったもの**

- ア 正規の見積書を徴取せず、予算執行同時の参考見積書により契約を締結していたものがあった。
  - ・農林水産部（北部農林水産振興センター、中部農業改良普及センター、南部農業改良普及センター）
  - ・商工労働部（大阪事務所）
- イ 予算執行伺に契約予定業者を記載していたものがあった。
  - ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）

**【知事公室】**

**1 財務に関する事項**

**[収入]**

**(1) 収納が遅延していたもの**

広告掲載料について、納入通知書の発行の遅れにより、契約書で定める支払期限から最大3か月遅れて収納していた。（広報課）

**【総務部】**

**1 財務に関する事項**

**[収入]**

**(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの**

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	135,847,956,819	132,940,503,841	125,514,246	2,884,647,582	97.9
令和元年度	138,196,936,370	136,220,953,076	105,447,987	1,931,135,955	98.6
対前年度比	98.3	97.6	119.0	149.4	—

(税務課、各県税事務所、宮古及び八重山事務所県税課)

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率	
イ 土地貸付料	44,845,427円	6.2%	△0.9%	(管財課)

**[支出]**

**(1) 給与が不足払いとなっていたもの**

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、83,975円の不足払いとなっていた。（総務事務センター）

イ 通勤手当の支給に当たって、支給停止要件の確認を誤ったため、77,000円の不足払いとなっていた。（総務事務センター）

## 2 事務に関する事項

### (1) 勤務管理等が適正でなかったもの

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあった。  
(那覇県税事務所)

## 【環境部】

### 1 財務に関する事項

#### [収入]

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
行政代執行に係る求償費用	77,302,569円	99.7%	△0.3%

(環境整備課)

#### [財産]

#### (1) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

業務受託業者が使用している座標測定器等の備品23点(取得金額1,250,250円)について、貸付け手続がなされていなかった。  
(自然保護課)

## 【子ども生活福祉部】

### 1 財務に関する事項

#### [収入]

#### (1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額又は前年度より増加しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	199,496,354円	57.3%	△6.0%

(保護・援護課、北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)

イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	91,198,874円	45.6%	△7.6%
-------------------------	-------------	-------	-------

(青少年・子ども家庭課、各福祉事務所)

ウ 児童福祉施設負担金	27,491,386円	63.3%	5.8%
-------------	-------------	-------	------

(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所、各児童相談所)

#### [支出]

#### (1) 給与が過払いとなっていたもの

会計年度任用職員の報酬及び期末手当の支給に当たって、時給を誤ったため、114,643円の過払いとなっていた。  
(南部福祉事務所)

#### [契約]

#### (1) 契約書を作成していなかったもの

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。  
(北部福祉事務所)

(2) 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

賄い材料の単価契約について、契約保証金納付の免除に該当しない業者に対して、契約保証金を免除していた。(中央児童相談所)

【保健医療部】

1 財務に関する事項

[支出]

(1) 給与が過払いとなっていたもの

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、週当たりの勤務時間数を誤ったため、33,634円の過払いとなっていた。(保健医療総務課)

(2) 支出事務が適正でなかったもの

公用車の燃料費について、書類の不備による契約手続の遅れがあり、職員の私費による支払が繰り返し行われていた。(総合精神保健福祉センター)

[財産]

(1) 備品台帳の管理が適正でなかったもの

委託業務で構築したシステムについて、備品台帳への登録が行われていなかった。(看護大学)

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあった。(看護大学)

(2) 受給者証の発行が適正でなかったもの

自立支援医療受給者証が判定委員会の審査や決裁手続を経ないまま発行されていた。(総合精神保健福祉センター)

【農林水産部】

1 財務に関する事項

[収入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 農業改良資金			
貸付金元利収入	270,992,176円	88.8%	△7.9%
			(農政経済課)
イ 沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	33,701,969円	73.9%	△3.6%
			(水産課)
ウ 雑入(実費徴収金)	2,914,099円	4.7%	0.8%
			(中央卸売市場)

[支 出]

(1) 納品等の時期の認識が誤っていたもの

備品購入に当たって、令和元年度予算から支出しているが、納品及び検査が令和2年4月となっていた。(栽培漁業センター)

(2) 給与が不足払いとなっていたもの

会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、47,713円の不足払いとなっていた。(宮古農林水産振興センター)

(3) 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

上下水道料金の支出において、財務規則に規定されていない者が資金前渡職員として支出していた。(農業研究センター名護支所)

[財 産]

(1) 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

ア 屋内飼育棟に設置した循環扇(取得金額3,599,200円)について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(水産海洋技術センター)

イ 修繕工事により設置したブロック塀について、公有財産台帳への登録が行われていなかった。(南部農業改良普及センター)

2 事務に関する事項

(1) 勤務管理等が適正でなかったもの

会計年度任用職員について、労働条件通知書と異なる勤務実態となっていたものがあつた。(村づくり計画課)

【商工労働部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあつた。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	2,669,992,384円	86.1%	△4.2%
			(中小企業支援課)
イ 建物明渡訴訟に係る			
損害金	36,525,000円	100.0%	0.0%
			(企業立地推進課)
ウ 国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
損害金等諸収入	50,773,221円	36.0%	0.0%
			(企業立地推進課)

(2) 現金の取扱いが適正でなかったもの

現金により収納した寄附金10万円について、金融機関への払込が10か月以上遅れていた。  
(大阪事務所)

[支 出]

(1) 債務負担行為に係る事務が適正でなかったもの

訓練委託の債務負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。  
(浦添職業能力開発校)

[財 産]

(1) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

投影機等の備品5点(取得金額1,312,581円)について、貸付け手続がなされていなかった。  
(労働政策課)

[その他]

(1) 証拠書類に係る記載用具が適正でなかったもの

設備使用許可申請書の金額等が、鉛筆を使用して記載されていた。  
(工芸振興センター)

【土木建築部】

1 財務に関する事項

[収 入]

(1) 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

収入未済額が多額又は前年度より増額しているものが次のとおりあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
ア 県営住宅使用料	496,700,081円	8.8%	△15.1% (住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	32,225,083円	9.5%	△8.4% (住宅課)
ウ 雑入(違約金)	41,477,217円	38.6%	△61.4% (住宅課)
エ 雑入(損害賠償金)	3,160,510円	100%	48.6% (住宅課)
オ 土地明渡強制執行原因者負担金	37,538,560円	100%	0.0% (海岸防災課)

(2) 収納に係る事務が適正でなかったもの

港湾区域使用料及び港湾施設使用料について、沖縄県港湾管理条例(昭和47年沖縄県条例第55号)で定める期限から3か月以上遅れて収納していた。また、公有水面使用料について、使用許可から3か月以上経過して納入通知書を発行し、納入期限から5か月以上遅れて収納していた。  
(北部土木事務所)

[契 約]

(1) 契約書を作成していなかったもの

20万円以上の物品の購入について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。(港湾課)

## 【病院事業局】

### 1 財務に関する事項

#### [収入]

#### (1) 医業未収金の徴収に努力を要するもの

令和2年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より147,909,597円(8.6%)減少し1,580,665,605円となっているが、依然として多額となっている。(病院事業経営課、各県立病院)

#### (2) 医業外未収金等の内容が特定されていなかったもの

医業外未収金及びその他未収金について、内容が特定されていないものがあった。(南部医療センター・こども医療センター)

#### [支出]

#### (1) 給与が過不足払いとなっていたもの

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、37,427円の過払いとなっていた。(中部病院)

イ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、在職期間が支給要件を満たさない職員に支給したため、33,590円の過払いとなっていた。(宮古病院)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、134,587円の過払いとなっていた。(中部病院)

エ 期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、職員Aについては138,604円の不足払い、職員Bについては102,721円の過払いとなっていた。(南部医療センター・こども医療センター)

#### [契約]

#### (1) 決裁権者の押印がなかったもの

委託契約や改修工事において、支出負担行為書に決裁権者の押印がなかった。(南部医療センター・こども医療センター)

#### [財産]

#### (1) 物品の処分手続が適正でなかったもの

固定資産の用途廃止の際、病院事業局長に合議していなかった。また、固定資産の廃棄の際、病院事業局長の承認を受けていなかった。(北部病院)

## 【教育庁】

### 1 財務に関する事項

#### [支出]

**(1) 支出負担行為に係る事務が適正でないもの**

整備事業費補助金の支出負担行為について、出納員への合議が行われていなかった。  
(保健体育課)

**(2) 給与が過払いとなっていたもの**

手当の支給について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、職員Aについては62,669円、職員Bについては58,912円の過払いとなっていた。  
(八重山商工高等学校)

イ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、87,518円の過払いとなっていた。  
(那覇教育事務所)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の勤務期間がない職員の除算期間を誤ったため、131,416円の過払いとなっていた。  
(沖縄水産高等学校)

エ 会計年度任用職員の期末手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、37,510円の過払いとなっていた。  
(埋蔵文化財センター)

オ 期末手当の支給に当たって、育児休業職員の在職期間を誤ったため、72,265円の過払いとなっていた。  
(八重山教育事務所)

**[財 産]**

**(1) 備品貸付けの手続が適正でなかったもの**

県外学生寮の備品40点(取得金額4,220,408円)について、貸付け手続がなされていなかった。  
(教育支援課)

**(2) 備品台帳の管理が適正でなかったもの**

工事請負契約により設置した空調機について、備品台帳への登録が行われていなかった。  
(那覇国際高等学校)